

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 安八町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	74.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.1%
全職員	66.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	93.3%
本庁課長補佐相当職	90.0%
本庁係長相当職	100.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.7%
31～35年	94.5%
26～30年	90.2%
21～25年	87.2%
16～20年	89.3%
11～15年	83.2%
6～10年	85.8%
1～5年	82.3%

【説明欄】

・「任期の定めのない常勤職員」は、男性が約39%、女性は約61%となっている。「任期の定めのない常勤職員以外の職員」は、男性が約25%である一方、女性が約75%となっており、偏りが大きくなっている。

・扶養手当は世帯主となっている男性に支給している場合が多く、受給者に占める男性職員の割合は約86%となっており、給与水準に一定の影響を及ぼしている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。